様式第13号（第5条関係）

|  |
| --- |
| 第　　　　　号　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　様丸亀市福祉事務所長　　　　　　　　　養護受託申出却下通知書　　　　　年　　月　　日付けで申し出のあった老人福祉法第11条第１項第３号の規定による養護委託については、次のとおり却下したので通知します。却下の理由 |
| この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、丸亀市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。 |